

# 緑の分権改革通信

地域の自給力と創富力を高める地域主権型社会へ

H22.2.5 Vol.1

## 各都道府県知事、各市町村長の皆様へ

### 【創刊にあたってのお知らせ】

- 緑の分権改革推進本部の設置
- 「緑の分権改革」の推進について
- 緑の分権改革推進本部第1回会合における原口総務大臣訓辞
- 原口ビジョン(平成21年12月22日公表)(抜粋)
- 「緑の分権改革」ホームページの立ち上げ  
[http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/jichi\\_gyousei/c-gyousei/bunken\\_kaikaku.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/bunken_kaikaku.html)  
(総務省HPトップページの「政策ズームアップ」からもリンクしています。)

本日、「緑の分権改革」ホームページを立ち上げました。  
併せて、意見募集も行っていますので、「緑の分権改革」の推進に向けたご提案がありましたら、下記のメールアドレスまでお寄せください。

総務省地域力創造グループ緑の分権改革推進室  
〒100-8926  
東京都千代田区霞が関2-1-2  
○E-mail : [chisei@soumu.go.jp](mailto:chisei@soumu.go.jp)  
○TEL : 03-5253-5523  
○FAX : 03-5253-5587

○総行政第345号

「緑の分権改革推進本部」設置要綱を次のように定める。

平成21年12月10日

総務大臣 原口 一博

「緑の分権改革推進本部」設置要綱

(設置)

第1条 地域主権の確立、人口減少社会の到来への対応、低炭素型社会への転換などが求められる中において、地方自治体・住民等の協働により緑の分権改革を推進するため、省内横断的な推進体制として「緑の分権改革推進本部(以下「本部」という。)」を置く。

(所掌事務)

第2条 本部は、緑の分権改革に関する施策の整理・調整や情報の共有を図ることについて検討する。

(組織)

第3条 本部は、本部長、本部長代理、参与及び本部員をもって組織する。

2 本部長は、総務大臣をもって充てる。

3 本部長代理は、総務副大臣及び総務大臣政務官をもって充てる。

4 参与は、内閣総理大臣補佐官(地域主権、地域活性化及び地方行政担当)をもって充てる。

5 本部員は、別紙に掲げる職員をもって充てる。

(本部長の職務)

第4条 本部長は、本部を統括する。

(本部長代理の職務)

第5条 本部長代理は、本部長が不在の際にその職務を代行する。

(本部会議)

第6条 本部会議は、本部長が招集し、これを主宰する。

2 本部長は、必要に応じて、関係団体等の代表者等に対して本部会議への出席を要請することができる。

(庶務)

第7条 本部の庶務は、地域力創造グループ地域政策課が、関係部局等の協力を得て処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、対策本部の運営に必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要綱は、平成21年12月15日(第1回会合開催日)から施行する。

別 紙

緑の分権改革推進本部 本部員

事務次官、総務審議官、地域力創造審議官、官房長、官房総括審議官、政策統括官、人事・恩給局長、行政管理局長、行政評価局長、自治行政局長、自治財政局長、自治税務局長、情報通信国際戦略局長、情報流通行政局長、総合通信基盤局長、統計局長、自治大学校長、消防庁長官

## 「緑の分権改革」の推進について

### 1 緑の分権改革とは

地域においては、少子高齢化・人口減少社会が到来する中であって、厳しい財政制約の下で、地域主権の確立、低炭素型社会への転換等の改革の推進が強く求められています。

地域主権型社会を確立するためには、行財政制度のみならず、エネルギーや食料の供給構造をはじめとした個々人の生活や地域の経済等における地域主権を目指すことが必要です。

緑の分権改革とは、それぞれの地域が、今一度、森・里・海とそれにはぐくまれるきれいな水、先祖伝来の田畑、輝く太陽などといった豊かな資源とそれにより生み出されうる食料やエネルギー、あるいは歴史文化資産の価値等を把握し、最大限活用する仕組みを草の根的に創り上げていけるように経済社会システム全般を改革していくことによって、地域の活性化、絆の再生を図り、地域から人材、資金が流出する中央集権型の社会構造を分散自立・地産地消・低炭素型としていくことにより、「地域の自給力と創富力（富を生み出す力）を高める地域主権型社会」への転換を実現しようとするものです。

### 2 今、なぜ緑の分権改革の推進か

#### (1) 集権型から分散型発展モデルへ

明治以来、我が国の中央集権型の発展モデルは、先進諸国へのキャッチアップのためのモデルとしては非常に有効に機能しました。しかし、右肩上がりの成長期に作られた中央集権・護送船団方式のシステムでは、もはや新しい国づくりはできません。

すなわち、海外への輸出や東京をはじめとする大都市での好景気から生み出される富が国民的合意の下で全国に再配分される仕組み、どこか一つのところを持ち上げれば自然と全体が持ち上がるというピラミッド型の発展モデルを、住民が自らの暮らす地域の未来に対する責任を持っていただくという住民主体

の新たな理念に基づき、分散型の発展モデルに転換していくことが必要です。

## (2) クリーンエネルギーの供給は地域主権型社会から

エネルギーと食料の安定供給の確保は、最も基本的な政策課題であり、その対応手法は、その国のあり方に大きく関わるものです。

現在の我が国における大規模発電によるエネルギーの生産・供給は、「エネルギー中央集権型」ともいうべき状況であり、エネルギーの供給構造も、富や権限が一極集中する社会構造の相似形といえるものです。

すなわち、身近に、太陽光、風力、小水力、バイオマスといった環境に負荷のかからない再生可能な資源から生み出されるクリーンエネルギーがあるにもかかわらず、その十分な活用はされないままに、全ての地域において、基本的には原子力や化石燃料使用による大規模発電による電力を、巨額の投資により構築した送電網等を通じて、電気料金を払うことによって手に入れている状況です。

これを改革するためには、現行のR P S法「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法（平成 14 年法律第 62 号）」、あるいは「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成 21 年法律第 72 号）」等による新エネルギーの導入の仕組みを抜本的に転換しなければなりません。

民主党は、マニフェストに「全量買い取り方式の再生可能エネルギーに対する固定価格買取制度の導入」を掲げました。政権交代後においては、「明日の安心と成長のための緊急経済対策」（平成 21 年 12 月 8 日閣議決定）にも導入についての検討が明記され、経済産業省において検討が開始されています。国際公約である温室効果ガス 25%削減(1990 年→2020 年)のためにも、その早期の具体化が求められるものです。

エネルギー問題は、国民一人一人の身近な問題でもあります。それぞれの地域において、電力事業者から決められた価格で「一方的に送られてくるものである」と考えられている電気を、個々人による設置はもとより、例えば、市民が共同出資して設置する太陽光発電等により可能な限り自給することにより、エネルギーの利用者が供給者にもなるという、パラダイムシフトに向けての工

夫が求められています。

志のある市民が共同出資して小規模の太陽光発電所をつくり、地域通貨の活用等も含め、20年程度といった長期間で低利であっても何らかの還元がされる仕組みを作ることができれば、電気料金として地域の外に流失していっただけの資金の一部が地域の中で活かされることとなり、新たな経済効果を生むなど様々な波及効果も期待できます。

このように、クリーンエネルギーの供給の促進は、「集中から分散へ」、すなわち、「他地域の大規模発電に頼るだけでなく、自らもクリーンエネルギーを責任を持って生産する供給主体の一員にもなる」というものであり、分散自立・地産地消・低炭素型社会の確立のための鍵となる考え方ともいえるものです。

### (3) 緑の分権改革の目指すもの

エネルギーの供給構造が示す問題点は、我が国の中央集権型の社会構造の問題点を典型的に示すものです。

エネルギーに限らず、地域の豊かな天然資源の利活用により生産し消費されるはずの食料についても、例えば、海外で安全性が十分に確認されないまま大量に生産される安価なものをはじめとして、域外からの過剰なまでの流入により、結果として、農家は生産をあきらめて都市部に移り住み、耕作放棄地は拡大を続け、少子高齢化のなか、存続の危機に瀕している地域が数多く生じています。

温暖化対策に大きな効果が期待される森林についても、木材価格の長期低迷の中、必要と分かっているにもかかわらず適正な利活用、再造林、間伐などが進まない状況にあります。

人間が生きていく上で最低限必要なものは、エネルギー、水、食料といわれます。一方で、地球の資源、エネルギー、水そして食料は有限です。中国をはじめ各国の急成長の中、エネルギー、水、食料が世界規模で不足することが懸念されています。我が国においては、特に、エネルギーと食料の問題に真剣に取り組まなければなりません。これは、国に任せるだけではなく、地域、あるいは市民・住民の一人一人のレベルでも避けて通ることのできない課題です。

地域を構成する全ての市民・住民が、このような現状を直視し、それぞれの地域社会で、何に価値をおき、地域を支え合っていくかについて考えていくことが必要であり、これなしには、実生活のステージにおける地域主権はありえません。

すなわち、地域においては、今一度、森・里・海とそれにはぐくまれるきれいな水、先祖伝来の田畑、輝く太陽などといった豊かな資源とそれにより生み出される食料やエネルギー、あるいは歴史文化資産の価値等を把握し、それらを最大限活用する仕組みを草の根的に創り上げていくことによって、地域の活性化や絆の再生を図り、地域の自給力と創富力を高めることが求められているのです。

このように、全ての価値を市場価格だけで評価する結果、地球環境に大きな負荷を与えるとともに、一か所に資金や人材が集中される仕組み、地域から資金や人材が流出する仕組みから、それぞれの地域がこれ以上地球環境を損なうことなく、新たな価値観の下で地域の絆を再生し、分散自立・地産地消・低炭素型社会を構築していくことが、「緑の分権改革」の目指すものです。

#### **(4) 地域主権改革と緑の分権改革**

緑の分権改革は、エネルギーや食料の供給構造への問題意識を出発点として、地域主権型社会を確立していこうとするものです。

現在、地域主権の確立のため、義務付け・枠付けの見直し、基礎自治体への権限移譲、国直轄事業負担金の廃止、補助負担金の一括交付金化、出先機関の原則廃止、国と地方の協議の場の法制化等の検討が進められています。

これらの課題が解決されれば、住民自治、地方公共団体の権限と責任は飛躍的に高まります。そして、そのような仕組みにあわせて、個々人の生活や地域の経済についても、「地域から人材や資金が流出していく構造」から、「人材や食料、エネルギー、資源等ができる限り地域で有効に活用される構造」に変えていくことが求められます。これが、緑の分権改革の目指すものです。

すなわち、緑の分権改革とは、行財政制度を地域主権型に改革していくことを縦軸に例えるとすると、ヒト、モノ、カネ、エネルギーの動きそのものを変革し、地域の自給力と創富力を高めるような経済社会システムの構築を目指す

横軸の改革ともいえるものであり、両者が相まって地域主権の確立を推進していこうとするものです。

また、緑の分権改革は、決して、地域の中で縮小再生産的に小さく完結するものではありません。自立した力強い地域を支える農林漁業や商工業は、あわせて、グローバル経済への対処、海外との直接的な交流等についても、より有効に機能することが期待されます。

### **3 緑の分権改革の実現のために**

緑の分権改革は地域主権型社会を、行財政制度のみならず、個々人の生活や地域の経済等においても実現していくことを目指すものです。それぞれの地域において、地方公共団体と市民、NPO等の協働により、様々の取組みがされることによって、環境関連産業の育成はもとより、地域内の財や資金循環、地域経済の再生、雇用の確保等の実現が期待できます。このような経済政策や成長戦略といった観点からも、緑の分権改革は早急に進めていくことが必要です。

緑の分権改革の推進については、それぞれの地域の創意工夫による総合的な取組みが期待されるとともに、国においてもそれらを支援する制度改革（規制緩和や新たな制度の創設など）を行っていく必要があります。総務省においては、平成21年12月に緑の分権改革推進本部を設置するとともに、基礎的な条件整備を図るため、平成21年度第2次補正予算及び平成22年度当初予算に係る事業を計上し、当面の取組として、別紙のとおり、省をあげて推進していくこととしています。

## 当面の取組みについて

### 1 意見募集の実施

緑の分権改革は、地域のヒト、モノ、カネ、エネルギーの動きそのものを変えていく取組みであり、それぞれの地域において、様々な考え方やアイデアに基づき、独自の対応がされることが期待されます。

総務省においては、平成 22 年度に予定している 3(1)の研究会の設置に先立ち、地方公共団体はじめ関係方面から緑の分権改革に対する意見を募集します。

### 2 平成 21 年度第 2 次補正予算

「明日の安心と成長のための緊急経済対策（平成 21 年 12 月）」の 3 つの主な柱（雇用・環境・景気）のうちの環境対策の一つとして、地域における低炭素化の推進のための基礎的な条件整備を図るため、地域におけるクリーンエネルギー資源の賦存量の調査と先行実証調査を行います。

#### <調査内容>

#### (1) 都道府県・政令指定都市単位での、クリーンエネルギー資源の調査(委託)

3,000 万円（平均） × 30 団体

- ・それぞれの都道府県・政令指定都市エリア内において活用されうる、太陽光、風力、小水力、バイオマス資源等の全体調査
- ・具体の事業展開のための調査は、主に、市町村による調査として、(2)において実施するが、都道府県・政令指定都市が主体的な事業展開を想定している場合には、太陽光パネル等の設置による先行実証調査、フィージビリティ調査、固定価格買取の仕組みや住民共同出資の活用等も含めた事業化方策についての調査等

#### (2) 市町村単位でのクリーンエネルギー資源の調査(委託)

5,000 万円（平均） × 60 団体

- ・ (1)の全体調査にあわせて、市町村レベルでのよりきめ細かな、太陽光、風力、小水力、バイオマス資源等の全体調査
- ・ 太陽光パネル等の設置による先行実証調査、具体の事業展開のためのフィージビリティ調査や条件整備事業、固定価格買取の仕組みや住民共同出資の活用等も含めた事業化方策についての調査等

### ＜委託方法＞

市町村調査については、一般的には、都道府県調査と連携して実施することが効果的と考えられることから、都道府県調査を実施する都道府県に併せて委託して実施することを原則とします。

既にこれらのデータについて調査済み等により都道府県が実施しない場合において、その都道府県内の市町村から調査をしたいとの要請がある場合には、その都道府県に委託して調査することを原則とします。

地域の自立のための緑の分権改革の推進を目的として行う調査ですから、調査に際しては、できる限り、そのエリアに関係があったり関心を持っている都市部の人間を雇用し、市町村での調査に携わった後も、その地域に居住して、「地域おこし協力隊員」や「集落支援員」として地域に貢献していただくような工夫についても、都道府県と市町村が連携して推進することが期待されます。

## 3 平成22年度における取組み

### (1) 研究会の設置

2の平成21年度第2次補正予算によるクリーンエネルギー資源の調査の状況、(2)による先行的、総合的な取組みを実施する市町村による調査の状況も踏まえ、緑の分権改革を推進していくために必要な以下の課題等について検討いただきます。

- ・ 元気な地域の実証分析

(以下の事例をできる限り、総合的・複合的に実施する地域を対象とします。)

[対象事例等]

エネルギーや食料の自給率が他に比して飛躍的に高い地域  
出生率が高くかつ労働人口が増加している市町村  
地域産物の6次産業化や地産地消の学校給食等に成功している事例  
地域ファンドを創設し有効に活用している事例  
森林の整備や間伐材の活用成功している事例 等

- ・規制緩和や新たな制度の創設等の制度的対応策
- ・地方公共団体の自主的な取組を推進するための支援方策のあり方 等

## (2) 先行的な取組についての委託調査事業

エネルギー、食料等の可能な限りの域内生産を推進するとともに、歴史文化資産はじめ地域資源を最大限活用し、分散自立・地産地消・低炭素型社会の構築を目指す、地域の自給力と創富力を高めるための取組を、先行的・総合的に実施する市町村を募集し、委託調査を実施します。

3,000万円（平均：仮置き） × 5団体（仮置き）

過疎地域等の条件不利地域市町村を中心として、定住自立圏など市町村の連合体として取り組むケースも含め実施します。

○既に一定の成果を上げている市町村

→ これまでの成果の総括にあわせて、今後の持続的かつ発展的な取組みに向けた課題・解決方策についての検証、提言をしていただく

○新たに取り組む市町村

→ 新たに取組を実施していく上での課題・解決方策についての検証、提言をしていただく

### 【取組事例】

例えば、以下のような事例等の組合せについて、エネルギー、食料、水源、森林資源、人材、資金、生活技術等、地域のあらゆる資源を最大限活用した、総合的な取組みが期待されます。

- ・住民が共同して設置する太陽光、風力、小水力、バイオマス発電等による

## 電力の自給

- ・木質ペレットや地熱、雪などの利用によるエネルギーの自給
- ・広域連携も含めた学校給食についての地産地消100%実施など地産地消への徹底的な取組みと地域農林業の振興、耕作放棄地の解消
- ・有機農業、堆肥センターの設置等の耕畜連携による農薬使用量の削減と農産品のブランド化
- ・バイオエタノールの活用と耕作放棄地の解消
- ・地場産品のブランド化と流通・販売までをターゲットとした6次産業化
- ・上流域と下流域の連携による森林や水源の保全、2地域居住の推進をはじめとする地域間交流
- ・森林整備、耕作放棄地の解消、棚田の整備保存等による水源確保と地域間利用や販売
- ・都市と地方の間のカーボンオフセット協定による森林の保全、森林教育等を含めての地域間交流
- ・意欲ある都市住民（若者等）を地域おこし協力隊員として地域社会の新たな担い手とする取組み
- ・都市と農山漁村の子ども達の体験型交流・山村留学などの長期居住型交流
- ・都市と地方の大学間連携による地域づくり
- ・歴史的なまちなみや古民家の再生、伝統文化や自然との共生を体験する滞在型・地元着地型の観光
- ・地域通貨、地域ファンド等の活用による地域内の資金循環
- ・分別収集の徹底によるゴミの減量化、廃棄物の再利用、古着、家具等のリサイクル

なお、平成22年度地方財政計画の歳出における特別枠「地域活性化・雇用等臨時特例費」（9,850億円）の創設に対応し、雇用対策や緑の分権改革の芽出しとしての取組など、「人」を大切にする施策を地域の実情に応じて実施できるよう、地方交付税算定の臨時費目として創設される「雇用対策・地域資源活用臨時特例費」（4,500億円程度）等の財源措置を、地域における緑の分権改革に係る取組などにも活用していただくことが期待されます。

#### **4 平成23年度以降の展開**

クリーンエネルギー資源の調査結果、研究会における検討、先行的に実施する市町村における検証・提言等を広く都道府県、市町村はじめ関係者に周知するとともに、これらの結果等を踏まえ、地域の独自の取組みが推進されるように、国として、広報・啓発はもとより、規制緩和や必要な法整備などにより支援策を講じていくことにより、緑の分権改革を積極的に推進します。

# 地域力の創造・地方の再生

- 活力ある地域社会を形成し、地域主権を確立するため、それぞれの地域で様々な主体が協働・連携して地域資源を最大限活用し、**地域力を高めるための多様な取組**を展開できるよう支援

## 1. 「緑の分権改革」の推進

それぞれの地域資源(豊かな自然環境、再生可能なクリーンエネルギー、安全で豊富な食料、歴史文化資産、志のある資金)を最大限活用する仕組みを地方公共団体と市民、NPO等の協働・連携により創り上げていくことにより、地域から人材、資金が流出する中央集権型の社会構造を**分散自立・地産地消・低炭素型**としていくことにより、「**地域の自給力と創富力を高める地域主権型社会**」へと転換

### 平成21年度検討事業

- 都道府県・市町村における、再生可能なクリーンエネルギー資源の賦存量等の調査及び先行実証調査

### 平成22年度検討事業

- 改革を推進していくための制度的対応等についての研究
- 改革の趣旨に賛同し、総合的・複合的な取組を先行的に行う市町村における調査研究

## 2. 「定住自立圏構想」の推進

「中心市」の都市機能と「周辺市町村」の環境、歴史、文化、食料生産などの機能で**相互に役割分担し、定住の受皿を形成**

- 定住自立圏構想推進要綱及び定住自立圏に対する支援策を取りまとめ、平成21年4月より全国展開
- 平成22年1月20日時点、中心市宣言実施済み41団体。協定締結延べ103団体(19圏域)。方針策定4団体(4圏域)

## 3. 過疎地域などの条件不利地域の自立・活性化の支援

「**過疎地域こそ日本の原点**」との認識のもと、国土を保全し、生産機能を守り、**安心して暮らせる地域に再生**

- 新たな過疎対策の推進
- 医療、介護、生活の足の確保
- 「集落支援員」による集落再生
- デジタル・ディバイドの解消

# 緑の分権改革

## 1 緑の分権改革とは

- 地域においては、少子高齢化・人口減少社会が到来する中であって、厳しい財政制約の下で、地域主権の確立、低炭素型社会への転換等の改革の推進が強く求められている。
- 緑の分権改革とは、それぞれの地域が、森・里・海とそれにはぐくまれるきれいな水などの豊かな資源とそれにより生み出される食料やエネルギー、あるいは歴史文化資産の価値等を把握し、最大限活用する仕組みを創り上げていくことによって、地域の絆の再生を図り、地域から人材、資金が流出する中央集権型の社会構造を、分散自立・地産地消・低炭素型としていくことにより、「地域の自給力と創富力を高める地域主権型社会」への転換を実現しようとするもの。

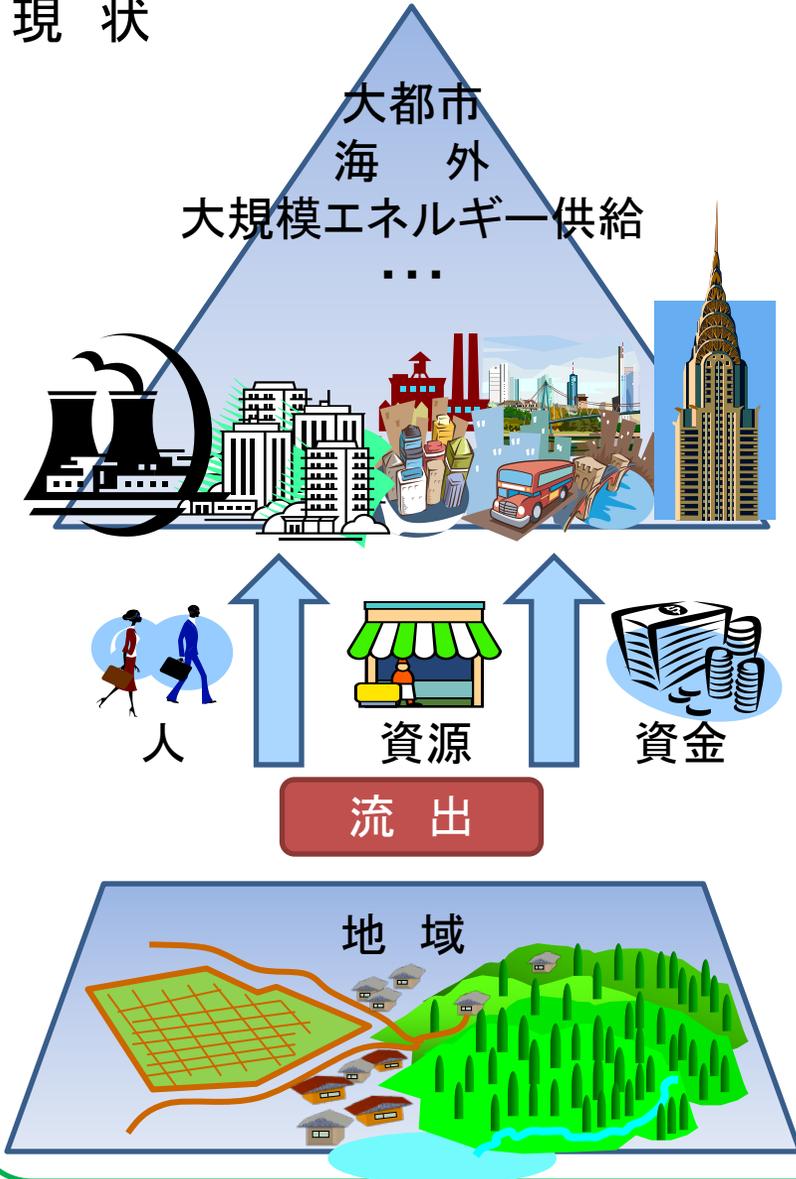
## 2 地域主権改革と緑の分権改革

- 地域主権の確立のため、義務付け・枠付けの見直し、基礎自治体への権限移譲、国直轄事業負担金の廃止、補助負担金の一括交付金化、出先機関の原則廃止、国と地方の協議の場の法制化等を目指す。これらにより、住民自治、地方公共団体の権限と責任は飛躍的に高まるもの。
- 緑の分権改革とは、このように行財政制度を地域主権型に改革していくことにあわせて、個々人の生活や地域の経済についても、「人材や食料、エネルギー、資源等ができる限り地域で有効に活用される構造」に変えていくことにより、ヒト、モノ、カネ、エネルギーの動きそのものを変革し、地域の自給力と創富力を高めるような社会システムの構築を目指すもの。

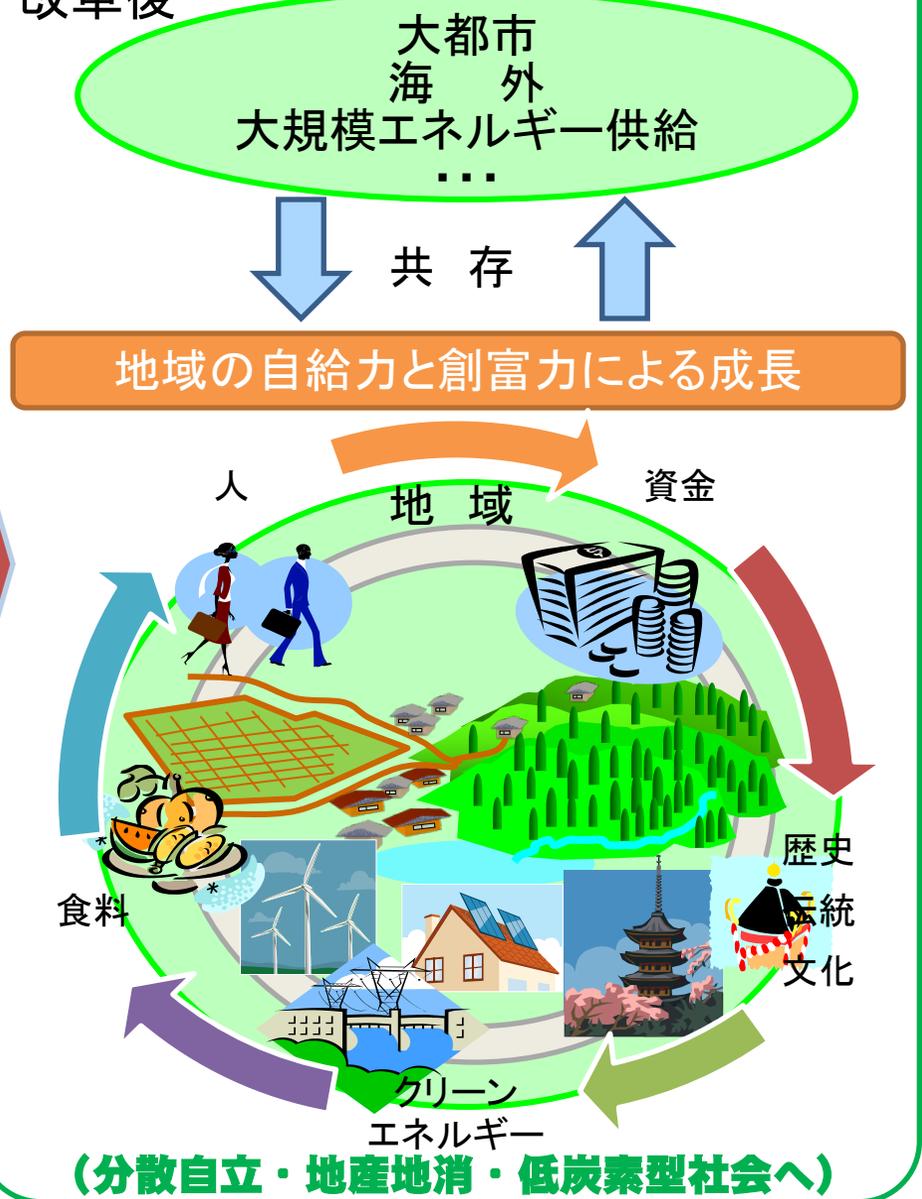
# 「緑の分権改革」の推進による地域の成長

(出典)原口ビジョン

現 状



改革後



ICT利活用  
の強化

定住自立圏  
構想の推進

緑の分権改革

過疎地域等の  
自立・活性化

郵政改革

### 3 緑の分権改革の推進

#### (1) 総務省の体制整備

第2次補正予算案の閣議決定後に、省内横断的な推進体制として、「緑の分権改革推進本部」を設置するとともに、その着実な実施のために「緑の分権改革推進室」を設置。

#### (2) 意見募集の実施

(4)①の研究会の設置に先立ち、地方公共団体はじめ関係方面から緑の分権改革に対する意見を募集。

#### (3) 平成21年度第2次補正予算

緑の分権改革の推進のための基礎的条件整備として、地域におけるクリーンエネルギー資源の賦存量の調査とフーズビリティ調査、固定価格買取の仕組みや住民共同出資の活用等も含めた事業化方策についての先行実証調査を実施。

#### (4) 平成22年度当初予算

##### ①研究会の設置

(3)のクリーンエネルギー資源の調査の状況、②の先行的な取組を実施する市町村による調査の状況も踏まえ、緑の分権改革を推進していくための課題・対応策等について検討。

##### ②先行的な取組についての委託調査事業

エネルギー、食料等の可能な限りの域内生産を推進するとともに、歴史文化資産はじめ地域資源を最大限活用し、地域の自給力と創富力を高める取組みを、先行的・総合的に実施する市町村を募集し、委託調査を実施。

#### (5) 平成23年度以降の展開

平成21年度及び平成22年度における調査・研究結果、先行実施市町村の検証・提言等を広く都道府県、市町村はじめ関係者に周知するとともに、国として、広報・啓発にあわせて、規制緩和や必要な法整備などにより支援策を講じていくことにより、緑の分権改革を積極的に推進。

# 「緑の分権改革」の推進(イメージ)

※ 団体数は予算計上の見込み数値

平成22年度当初予算  
(1.6億円)

平成21年度補正予算  
(39億円)

研究会

先行実施団体  
(5市町村)

都道府県・指定  
都市(30団体)

市町村(60団体)

その他  
都道府県  
市町村

平成22年度

研究・先行的、  
総合的取組調査

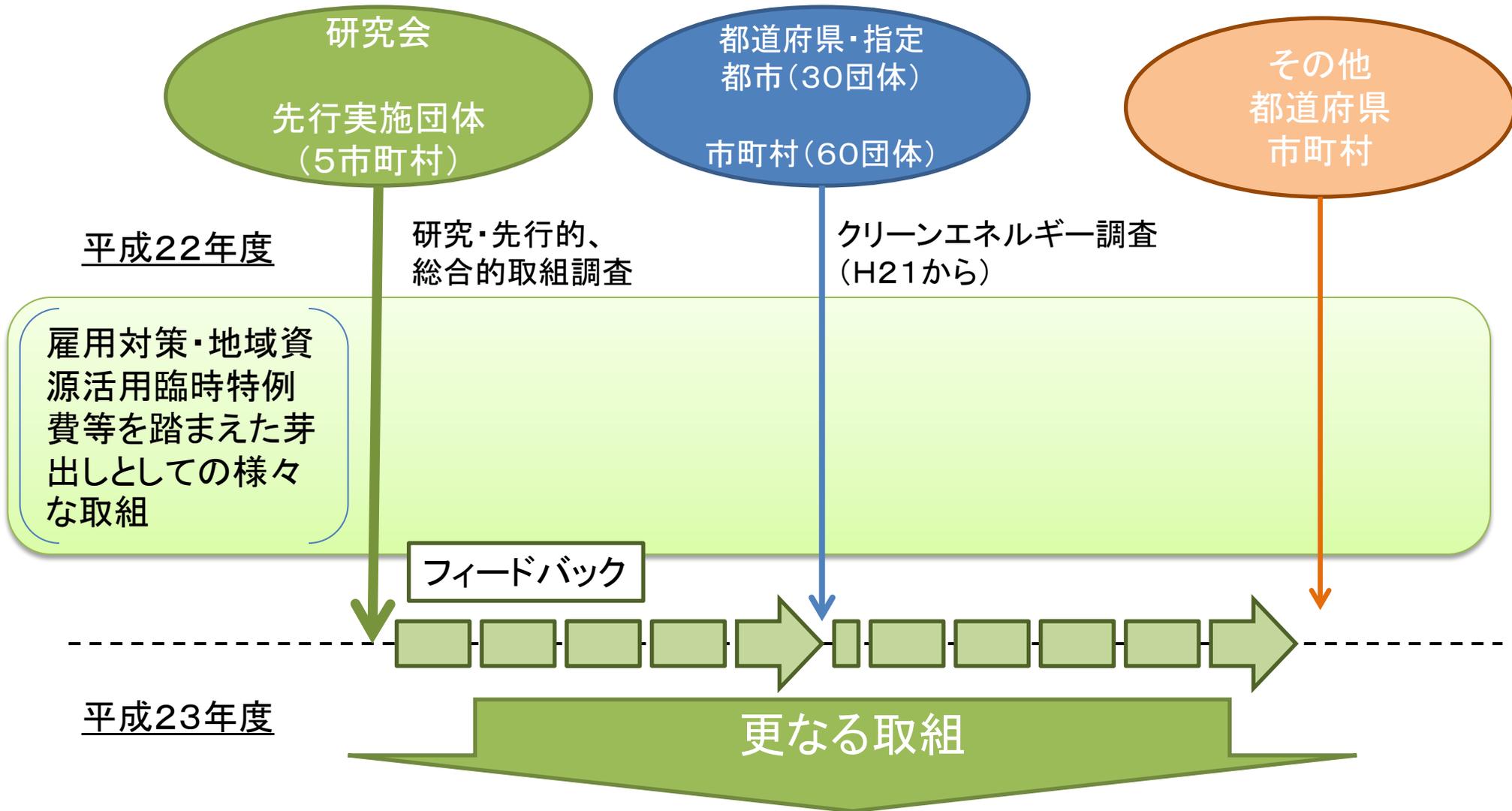
クリーンエネルギー調査  
(H21から)

雇用対策・地域資源活用臨時特例費等を踏まえた芽出しとしての様々な取組

フィードバック

平成23年度

更なる取組



未定稿

## 緑の分権改革推進本部 原口大臣訓辞

平成21年12月15日（火）

総務省7階省議室

緑の分権改革推進本部の開催に当たり、緑の分権改革の推進について、皆さんに基本的な理念、それから、私たちが目指す方向を申し上げたいと思います。

先ほど、官邸において、鳩山内閣の成長戦略策定会議が行われました。私はその中で、かねてから就任してすぐに、皆様にご指示を申し上げてきた二つの成長戦略について申し上げます。

ひとつはなんと言っても地域主権改革。地域の自由をしっかりと確保して、創意工夫の中で地域の創富力、富を創造する力と書きますが、それを私たちの力で、あるいは国・地方の協議を通して創っていくことでもあります。

もうひとつはICT。これも総務省が所管をしておりますけれども、情報通信担当の大臣として、この10年間で国民の生産性を3倍にしていきたい。その中で地域に安心と活力の成長戦略をお届けしたい、このように考えています。

緑の分権改革の推進は、地域力の創造・地域の再生にとって欠かせない概念でございます。今までのエネルギーの生産というのはどうだったかと言うと、中央集権で、そしてそれを分配する間に莫大なロスを生んでいました。本来であれば、地域には自らの地域を創造する力があります。地域には自らの地域を支える富を生む源泉があるからです。

例えば、エネルギーについて申し上げますと、中央集権で大規模に発電をしてそれを分配するシステムから、一人ひとりが自らの生産するエネルギーに責任を持ち、あるいは自らの消費するエネルギーに責任を持つシステムに変えていく。その具体化のため、新政権は固定価格の買取制度ということをお約束をしております。きれいなエネルギーに、より高い価値を国民が付して、それをきれいなエネルギーを生産した人たちに返していく。このサイクルを作ってまいりたいと思っております。

具体的に言うと、ドイツではもうアーヘン・モデルという形で、売電価格と、それから自らが生産し自らが消費する価格両方について、太陽光や自然エネルギーに対して一定の付加価値をかけて、それを電力料金にオンするという固定価格の買取制度が行われていま

す。

日本におきまして、既に取組が行われている自治体がありました。しかし、それは徹底をしていません。

そのために、私たち日本は世界最高の技術を持っているにもかかわらず、技術が流出をし、その技術の恩恵が国民に届かないという形になっています。これを変革することと併せて、地域通貨と組み合わせ、地域の豊かさや絆を支える、そういうお金と組み合わせることによって、泉のように地域から創造される富を地域の皆さんに享受をしていただきたいと思えます。

昨日、地域主権戦略会議で神野先生からもお話がありましたけれども、今までのモデルはどこかひとつのところを持ち上げれば、自然と全体が持ち上がるという、まさにピラミッド型の発展モデルがありました。

今までのモデルが失敗をしたのはふたつ理由があると思えます。ひとつは、自らが決定をし、自らがその中に参画するという仕組みがなかったことでもあります。もうひとつは、それぞれの国民の可能性をエンパワーする、つまりヒューマン・バリューに対する投資という視点がなかったことでもあります。

まさに、これまでの政権の成長戦略におけるこのふたつの失敗を私たちは総括をし、そしてその上で、新たな緑の分権改革の推進という形で改革を断行してまいりたいと思います。

誰かの成功が誰かの失敗になる社会というのは、それは非常に歪んだ社会です。誰かの失敗を望む社会というのは、それは教育のシステム自体も○×△でもって、これに合わない人たちはいなくなっていい、排除していいという、まさに排除の論理の世界であります。私たちはそれを逆転させたいと思います。

知恵は奪い合いません。協働は誰かを差別しません。まさにICTとこの緑の分権改革を組み合わせることによって日本を再生していきたい、このように考えております。

結びになりますが、多くの総務省の同志の皆さんに最後をお願いをしたいと思います。今までの常識を常識としないでください。私たちは中央集権型のモデルを考えていません。私はピラミッド型のモデルを考えていません。私たちは分散型で一人ひとりの人間の尊厳と自由、これを基盤とした新たな理念を打ち出して、この改革に邁進をしていく所存でございます。そこで必要なことはオープンソースです。そこで必要なことは差別を生まないということであり

ます。

次官を中心に、私たちはこの総務省自体も大きく大きく発展をしていきたいと思っております。今は情報通信と自治と管理・行政評価、この三つが入っています。しかし、将来は情報通信だけでひとつの独立した省にならなければいけないのではないかと、私はそう考えています。今までのコンクリートの道から光の道を開き、そして知的財産をしっかりと創造していくためにも、鈴木次官を先頭に皆さんの知恵と創意と工夫を結集していただきたいと思っております。政務三役としてもチャレンジを最大に評価したいと思っております。

これまでの失敗を恐れず、是非、前進をしていただきたい。そして、地域の自由と創意工夫、情報の共有、この三つを基本コンセプトに改革を推進していただきたい。私も大臣としてその先頭に立つことをお約束申し上げて、ご挨拶に代えたいと思っております。

どうぞよろしく願いいたします。

# 原 口 ビ ジ ョ ン

～ どの地域からでも成長できる日本へ ～

総務大臣

内閣府特命担当大臣 原口一博

(地域主権推進)

# 目 次

---

1. 「緑の分権改革」推進プラン  
～地域からの成長戦略～
2. ICT維新ビジョン  
～ヒューマン・バリューへの投資～

# 1. 「緑の分権改革」推進プラン

～ 地域からの成長戦略 ～

---

# 地域の将来に安心と活力を与える成長戦略

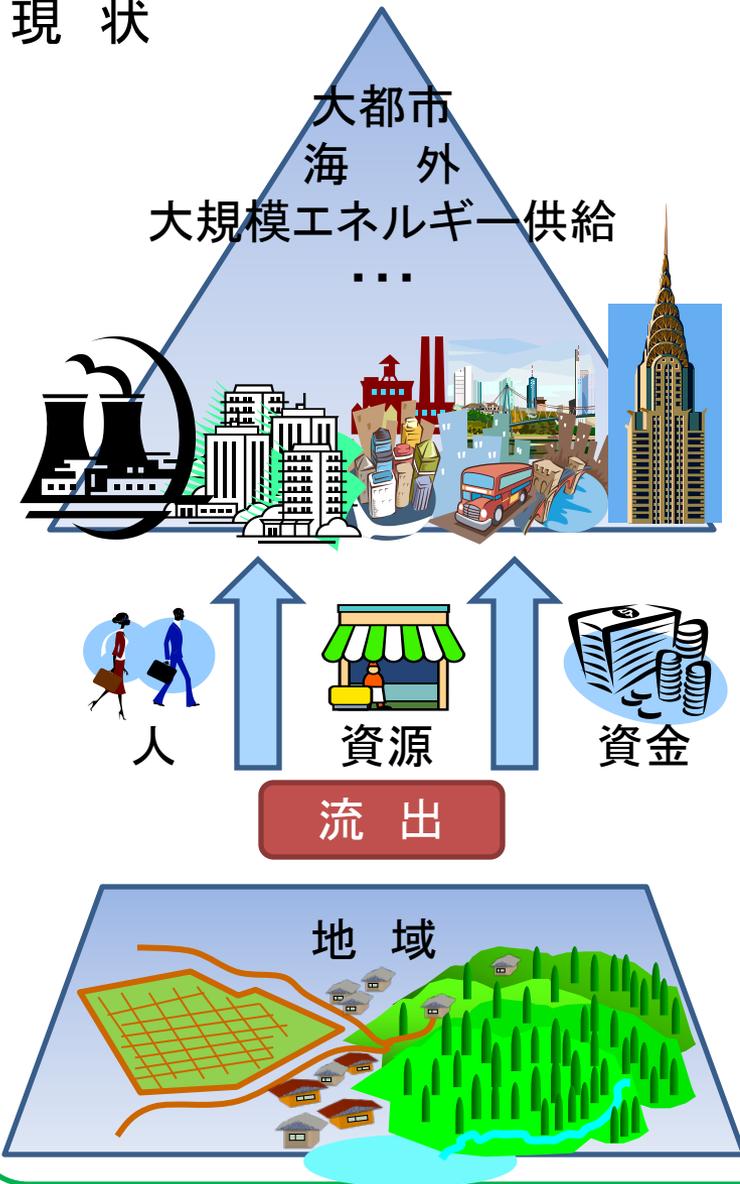
- 日本の総人口は、今後30年間で急速に減少する見込み。三大都市圏も地方圏も人口が減少する「過密無き過疎」の時代が到来。少子高齢化も急速に進行し、とりわけ地方圏の将来は極めて厳しい。
- その中において、地域主権の確立、低炭素社会への転換、地域の成長が喫緊の課題。

	1995		2005		2035
<b>人口</b>					
・ 全国	12,557万人	+2%	12,777万人	△13%	11,068万人
・ 三大都市圏	6,165万人	+4%	6,419万人	△8%	5,888万人
・ 地方圏	6,392万人	△1%	6,358万人	△19%	5,180万人
<b>高齢者人口</b>	1,826万人	+41%	2,567万人	+45%	3,725万人

「地域の自給力と創富力を高める地域主権型社会」への転換が必要

# 「緑の分権改革」の推進による地域の成長

現 状



ICT活用  
の強化

定住自立圏  
構想の推進

緑の分権改革

過疎地域等の  
自立・活性化

郵政改革

改革後



(分散自立型・地産地消型社会へ)

# 地域力を高め、成長をはかる3つの柱

## 1. 「緑の分権改革」の推進

それぞれの地域資源(豊かな自然環境、再生可能なクリーンエネルギー、安全で豊富な食料、歴史文化資産、志のある資金)を最大限活用する仕組みを地方公共団体と市民、NPO等の協働・連携により創り上げ、「絆」の再生を図ることにより、「地域から人材、資金が流出する中央集権型の社会構造」を「地域の自給力と創富力を高める地域主権型社会」へと転換

## 2. 「定住自立圏構想」の推進

「中心市」の都市機能と「周辺市町村」の環境、歴史、文化、食料生産などの機能で相互に役割分担し、定住の受皿を形成するとともに、「緑の分権改革」の考え方に沿って、地域の自給力と創富力を広域的に高めていく取組を支援

## 3. 過疎地域などの条件不利地域の自立・活性化の支援

広域的な連携がしにくい過疎地域についても、「過疎地域こそ日本の原点」との認識のもと、国土を保全し、生産機能を守り、安心して暮らせる地域に再生することより、地域の自給力と創富力を高めていく

# 「緑の分権改革」の推進

## 1. 緑の分権改革推進本部の設置

省内横断的な推進体制の整備(平成21年12月15日)。

## 2. 平成21年度の実組

緑の分権改革の推進のための基礎的条件整備として、自治体からの提案をもとに、地域におけるクリーンエネルギー資源の賦存量の調査とフィージビリティ調査、固定価格買取の仕組みや住民共同出資の活用等も含めた事業化方策についての先行実証調査を全国的に展開(第2次補正予算)。

## 3. 平成22年度の実組

### ①研究会の設置

2のクリーンエネルギー資源の調査の状況、②の先行的な実組を実施する市町村による調査の状況も踏まえ、緑の分権改革を推進していくための課題・対応策等について検討。

### ②先行的な実組についての委託調査事業

エネルギー、食料等の可能な限りの域内生産を推進するとともに、歴史文化資産はじめ地域資源を最大限活用し、地域の自給力と創富力を高める実組みを、先行的・総合的に実施する市町村を募集し、委託調査を実施。

## 4. 平成23年度以降の展開

平成21年度及び平成22年度における調査・研究結果、先行実施市町村の検証・提言等を広く都道府県、市町村はじめ関係者に周知するとともに、国として、広報・啓発にあわせて、規制緩和や必要な法整備などにより支援策を講じていくことにより、緑の分権改革を積極的に推進。

# 「定住自立圏構想」の推進

## 1. 基本的考え方 ～都市は都市らしく、農山漁村は農山漁村らしく～

基礎的自治体である市町村の創意工夫により、「中心市」の都市機能、「周辺市町村」の環境、歴史、文化、食料生産などの機能、それぞれの魅力を活用して、相互に役割分担。



圏域ごとに生活機能などを確保し、地方圏における定住の受け皿を形成

## 2. 定住自立圏における取組例

- ・ 住民が安心して暮らせる地域の形成（医師派遣体制の構築による地域医療体制の充実等）
- ・ 個性を生かした内需主導型の地域産業創出（農商工連携による地域ブランド開発、観光資源連携による広域観光ネットワークの形成等）
- ・ 都市住民の地方圏への移住受入れ（共同での空き家バンク構築等による移住促進）

## 3. 関係各省の支援策

- ・ 政府は、市町村の自主的な取組に資するよう情報提供。
- ・ 関係府省が連携し、下記の支援策を実施。
  - 総務省の支援（地方交付税）
    - ・ 包括的財政措置（中心市4,000万円 周辺市町村1,000万円を基本に算定）
    - ・ 外部人材の活用に対する財政措置（1市町村あたり3年間、700万円上限）等
  - 関係各省の支援（事業の優先採択等）

## （参考）平成21年12月18日現在の市町村の取組状況

- ・ 40市が「中心市」として圏域の中核的役割を果たす旨を宣言済み。
- ・ 上記のうち、周辺市町村との協定締結等により、14の圏域で定住自立圏が形成済み。

# 過疎地域などの条件不利地域の自立・活性化の支援

## 1. 基本的考え方

- 過疎地域等は、都市部の災害防止、水源の涵養、安心・安全な食料の供給、森林による二酸化炭素の吸収など、都市部を支えている。
- 一方、人口減少、高齢化、身近な生活交通の不足、医師不足、維持が危ぶまれる集落の問題など、多くの課題が存在。



条件不利地域と都市が共生する、日本型の共生社会を実現する必要



都市部を含めた国民全体の安心・安全な生活を確保する必要

## 2. 取組内容

- 現行過疎法(議員立法)の失効後(平成21年度末)の対応については、地域の自給力と創富力を高める新たな取組も含め、切れ目のない過疎対策を講じつつ、抜本的な対策について検討を進める。
- 条件不利地域の自立・活性化への支援を着実に推進していく。
  - ・ 地域医療提供体制の確保
  - ・ モデルプロジェクトによる遠隔医療の推進
  - ・ デジタル・ディバイドの解消(ブロードバンド、携帯電話)
  - ・ 集落の維持・活性化対策(「集落支援員」による集落点検の促進 等)
  - ・ 都市から地方への移住・交流の促進

(移住・交流推進機構(JOIN)や関連NPO法人との連携、空き家活用による U・I ターン促進対策 等)

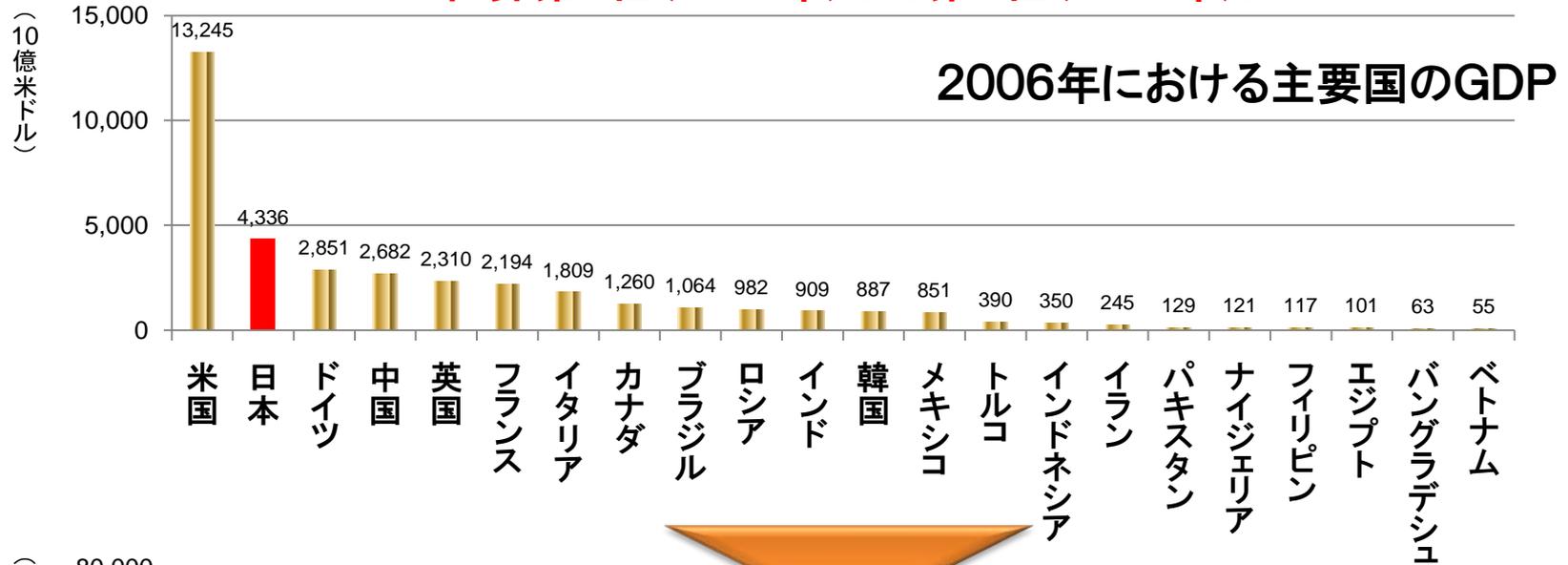
## 2. ICT維新ビジョン

～ ヒューマン・バリューへの投資 ～

---

# 2050年の日本

日本は、2050年には「経済大国」の地位を失うおそれ  
～ GDPは世界第2位(2006年)から第8位(2050年)に ～



# 2050年を見据えた達成目標

## ■ 地域の絆(きずな)の再生

- ICTの徹底利活用により、2020年時点ですべての世帯(4,900万世帯)でブロードバンドサービスを利用

## ■ 暮らしを守る雇用の創出

- ICT関連投資を倍増し、国民の生産性を3倍にすることにより、2020年以降約3%の持続的経済成長を実現

## ■ 世界をリードする環境負荷軽減

- 2020年時点でCO2排出量25%削減という政府目標のうち、10%以上をICTパワーで実現(ICTグリーンプロジェクト)

# 地域の絆の再生

2020年時点で  
すべての世帯(100%)でブロードバンドサービスを利用

## (施策例)

- **フューチャースクールによる協働型教育改革**
  - ✓ デジタル教科書を全ての小中学校全生徒に配備(2015年)
  - ✓ フューチャースクールの全国展開を完了(2020年)
- **電子行政の実現による行政刷新**
  - ✓ 国民本位の電子行政を実現(☞すべての申請処理を電子化)(2014年)
  - ✓ 24時間365日オンライン行政サービスを利用可能化(2014年)
- **ICTによる医療・農業改革**
  - ✓ EHR(Electronic Health Record)を全国民を対象に実現(2015年)
  - ✓ 地域の実情に根ざした農業分野のICTプロジェクトを全国展開(2015年)
- **電波を活用した快適元気な街づくり**
  - ✓ ホワイтスペース等を活用した市民メディアの全国展開(2015年)
  - ✓ コードのいらぬワイヤレスブロードバンド家電の世帯普及率80%の実現(2020年)
- **ICTの利活用を阻む制度の抜本見直し**
  - ✓ 規制制度の集中的見直しを完了(2010年中、「ICT利活用促進一括化法」の制定)

# 暮らしを守る雇用の創出

ICT関連投資を倍増し、  
2020年以降約3%の持続的経済成長を実現

## (施策例)

### ●我が国が強みを持つICT技術(J-ICT)の創出

✓35万人の高度ICT人材の育成、世界の優秀な研究人材とのリンク(2020年)

### ●「ICTふるさとリーダー」の育成(地域のICTプロジェクトの自立化支援)

✓全自治体で約1万人を育成(2015年)

### ●人に優しいロボットの普及促進

✓安心安全な地域作りに貢献するネットワークロボット(介護、見守り等)を全国普及(2020年)

### ●“デジタルネイティブ”新事業創出プロジェクト

✓デジタルネイティブの生み出す事業を年間100件海外へ展開(2015年)

### ●ふるさと発クリエイティブ産業の育成

✓ふるさとコンテンツを世界に発信するコンテンツ流通基盤の構築を完了(2015年)

### ●ICTグローバルコンソーシアムの組成

✓グローバル展開支援(開発調査、プロジェクト組成、ファイナンス等)を一体的に行う体制を整備・稼働(2011年稼働)

# 世界をリードする環境負荷の軽減

2020年時点で  
CO2排出量25%削減という政府目標のうち、  
10%以上をICTパワーで実現

## (施策例)

### ●ICT産業のグリーン化の推進

✓全国のデータセンターのPUE1.2以下\*を実現(2015年)

※ PUE(Power Usage Effectiveness)は、データセンターの電力利用効率を示す値であり、1に近いほど効率的である。  
既存の一般的なデータセンターのPUEは2程度であるが、Googleは1.21を実現している。

### ●ICTによるグリーン化の推進

✓スマートグリッド、次世代ITS、IPv6センサーネット等の社会インフラ高度化プロジェクトを  
全国300か所で展開(2020年)

✓コミュニティ型テレワークセンターを全国150か所で展開(2015年)

✓霞が関の全職員が週一回テレワークを実施(2012年)

### ●ICTによる「緑の分権改革」の実現

✓再生可能エネルギーの「地産地消」プロジェクトを全国50地域で創出(2015年)

✓売電収入(ポイント)をエコ商品の購入、電気自動車への充電対価等にあてる「グリーンコミュニティマネー」の全国展開完了(2020年)

# ICT維新ビジョン---知識情報革命の実現

- フューチャースクールによる協働型教育改革
- 電子行政の実現による行政刷新
- ICTによる医療・農業改革
- 電波を活用した快適元気な街づくり
- ICTの利活用を阻む制度の抜本見直し



地域の絆  
の再生

国民本位の  
ICT利活用  
の実現

世界を  
リードする  
環境負荷  
軽減

暮らし  
を守る  
雇用の  
創出



- 我が国が強みを持つICT技術の創出
- 「ICTふるさとリーダー」の育成
- 人に優しいICTの普及促進
- “デジタルネイティブ”新事業創出プロジェクト
- ふるさと発クリエイティブ産業の育成
- ICTグローバルコンソーシアムの組成

- ICT産業のグリーン化の推進 (Green of ICT)
- ICTによるグリーン化の推進 (Green by ICT)
- ICTによる「緑の分権改革」の実現